

実 施 要 領

1 趣旨

児童養護施設・旭学園（仮称）を新設するにあたり、高度な設計技術と豊富な経験、並びに柔軟な発想を有する優れた設計者を選択するため、基本・実施設計業務の受託候補者を指名型プロポーザル方式により特定することとし、手続き等についてはこの実施要領に定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

児童養護施設・旭学園（仮称）新築工事設計業務

(2) 委託業務

設計業務のほか、建設に直接関連する駐車場、外構他の付帯工事に直接関連して、敷地などに変更が必要な場合は、本業務に含む。

《施設概要》

管理棟と小規模グループホーム6棟で構成し、定員は45名。

管理棟には、職員室、会議室のほか、心理面談室、心理治療室、各種相談室や地域交流を目的としたスペースを設け、駐車場などを設置する建設事業を行う。

用 途	児童養護施設
建設場所	和歌山市冬野654番4の一部
敷地面積	約2,500㎡（市街化調整区域・用途地域なし） 建ぺい率60%・容積率200%
施設内容	計画定員：管理棟 小規模グループホーム 6棟 定員45名 想定職員数：20名 建物本体及び駐車場 等 【管理棟機能】 ・職員室・会議室・各種相談室・地域交流スペース（多目的ホール） ・心理面談室・心理治療室 ・親子交流室（自活訓練共用）・医務室・静養室・倉庫（収納スペース）

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年4月末日まで（予定）

(4) 予算規模

3億9千万円程度（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルの参加資格

単体の企業で、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 「提出意思確認書」の提出期限から受託候補者として当法人が特定した日までの期間中に、国又は地方公共団体の指名停止期間中の者でないこと。

- (2) 契約を締結する能力を有する者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ている者
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項に掲げる者
- (5) 業務の履行期間を通して、当法人との打ち合わせ等において、一級建築士免許取得後5年以上の経験を有する管理技術者を配置すること。なお、管理技術者は、提出者の組織に属していること。

4 説明会

次のとおり、説明会を開催する。

- (1) 開催日時：令和元年6月25日（火）10時から
- (2) 開催場所：社会福祉法人 和歌山社会事業協会 本部事務局
和歌山市和歌浦南二丁目11番36号

5 受託候補者の特定

受託候補者の特定は別紙2・提案書等評価基準に基づき実施し、「課題に対する提案」や「実施体制・業務実績・経験等」の評価により行います。また、評価は2段階で行い、第一次評価（書類選考）及び第二次評価（ヒアリング・プレゼンテーションを実施）で、評価点数の順位付けを行う。

(1) 第一次評価

受託候補者が提出した書類等の評価する。

(2) 第二次評価

受託候補者が提出した提案書に基づき、業務の実施方針、技術提案内容とともに、ヒアリング・プレゼンテーションにより評価する。

(3) 評価項目等

次のとおりとします。

(第一次評価)

評価項目	評価事項
事務所の能力（業務経歴等）	同業種業務実績、技術者数、有資格者数
担当チームの能力 （技術者等の経験と能力）	管理技術者等の資格・経験、業務実績、繁忙度

(第二次評価)

評価項目	評価事項
担当チームの対応 （業務の実施方針、取組体制及び提案等）	業務実施方針の妥当性、工程計画・動員計画の妥当性、設計方針、取組意欲、各課題に対する提案の適格性、独創性、実現性

6 提案書の内容

提案書は、別紙1・「提案書作成要領」に基づき、「課題に対する提案」、「実施体制、業務実

績、経験等」等について作成すること。

提案に求める課題は、次のとおり

(1) 業務実施方針

ア 基本的な考え方（コンセプト）

イ 業務の理解度を高め、より良い設計を行うための取組体制、取組姿勢、工程計画、特に重視する設計上の配慮事項、その他業務実施上の配慮事項等

(2) 課題

ア 課題1：周辺環境と調和した、近隣に開かれた施設とする提案

- ・ 後背地に分譲団地があることから、外観のデザインや色彩、建物のボリュームなどについて
- ・ 地域の方々が日常利用できる地域交流するスペースについて
- ・ 敷地内のセキュリティについて

イ 課題2：限られた敷地を活かした、地域福祉拠点についての提案

- ・ 多機能な設備を有する管理棟と、子どもの生活場所となる建物の調和について
- ・ イベントや行事、運動ができる子供が生き生きと過ごせる空間について
- ・ 安全に利用できる駐車場について

ウ 課題3：家庭的な住環境のグループホームの提案

- ・ 木のぬくもりが感じられる生活環境について
- ・ 心が穏やかになる外観や内観のイメージや色について
- ・ 各ホームがそれぞれに個性を有し、独立して生活でき、なおかつ大人も見守ることができるためになど

エ 課題4：高機能、低コストの実現についての提案

- ・ 機能を充実させるとともに、光熱水費等のランニングコストの低減について
- ・ ライフサイクルコストの低減、建物の長寿化に向けた提言
- ・ 災害時のエネルギーについて

7 プロポーザル評価委員会

(1) プロポーザルの評価に当たっては、プロポーザル評価委員会を別に設置し、受託候補者の特定を行います。評価委員会の委員は次のとおりとします。

委員長	植田評議員
副委員長	西郷選定委員
委員	永井業務執行理事
委員	川口事務局長
委員	宮里指導課長
委員	西口総務課長

(2) 委員長に事故等があり、欠けたときには、その他の委員の互選により選ばれた委員がその職務の代理を行う。

(3) 評価委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

- (4) 評価基準は「提案書等評価基準」を参照のこと。
- (5) 評価委員会は、評価基準に基づき採点を行い、その合計得点により順位を決定する。評価点の採点が同点になった場合には、評価委員の協議による多数決で決定する。

8 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルで特定された者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面（「結果通知書」）により通知する。

9 プロポーザルの取り扱い

- (1) 提出された書類は、受託候補者の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (2) 提出された書類は、受託候補者の特定を行うため又は当法人での会議等の際に、必要な範囲で複製を作成することがある。
- (3) 当法人の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (4) 提出された書類は返却しない。

10 プロポーザルの注意事項

- (1) 天災等やむを得ない理由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合がある。
- (2) 本設計業務の実施に関しては、提案書の内容にかかわらず、当法人と協議のうえで行うこと。
- (3) 当該業務を受託した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事等の入札に参加し、又は当該工事等を請け負うことはできない。
- (4) 本設計業務については、補助制度の関係上、和歌山県福祉保健部との協議が必要となる場合がある。
- (5) 無効となるプロポーザル
 - ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 「提案書作成要領」に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が記載されているもの。
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - キ 本プロポーザルに関して評価委員会委員との接触があった場合。

11 その他

- (1) 提案書等に記載した配置予定の主たる技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。

- (2) プロポーザル実施のため当法人において作成された資料は、当法人の了解なく公表、使用することはできない。
- (3) プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の設計業務においては必ずしも提案の内容に沿って実施するものではない。
- (4) 提案書の提出は、1者につき1案のみとする。
- (5) 「提出意思確認書」の提出後、契約締結までの手続き期間中に指名停止となった場合には以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、受託候補者として特定されている場合は次順位の者と手続きを行う。
- (6) 本業務に直接関連する基本・実施設計は、本業務の特定相手方と随意契約を予定しているが、業務遂行のため必要な事項について協議し、一定の条件等を付することがある。
- (7) 基本・実施設計業務を受託した者と設計監理契約を締結する予定。ただし、何らかの問題が生じた場合はこの限りではない。
- (8) スケジュールは以下のとおり

項 目	日 程
説明会の開催	令和元年6月25日(火)
関係書類の送付	社会福祉法人和歌山社会事業協会のホームページからダウンロード
質問書提出期限	令和元年7月2日(火)
質問書の回答	令和元年7月3日(水)
提出意思確認書の受付	令和元年7月5日(金)
提案書の受付	令和元年7月25日(木)
ヒアリング・プレゼンテーションの実施	令和元年7月31日(水)及び令和元年8月1日(木)
プロポーザル評価委員会	令和元年8月2日(金)
結果通知	令和元年8月5日(月)

(別紙1)

提案書作成要領

1 件名

児童養護施設・旭学園（仮称）新築工事設計業務

2 提案書の内容

(1) 提案書は、「実施要領」を参考にし、次の項目について、別添の所定の書式に基づき作成すること。

ア 「実施体制、業務実績、経験等」について

イ 業務実施方針について

ウ 「課題に対する提案」について

(2) 提案書の作成にあたっては以下の事項に留意すること。

ア 提案書は、考え方を文書で簡潔に記述すること。

イ 文字を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能ですが、設計の内容が具体的に表現されたものは認めない。

ウ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等の使用は認めない。

エ 「業務実施方針」及び「課題に対する提案」の用紙の大きさはA4版縦2ページ又はA3版横1ページとする。

オ 文字は原則として10ポイント以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述すること。

カ 多色刷りは可とする。

3 提案書の提出

(1) 提出書類の様式及び部数

提出書類	様式	部数
提案書	様式1号	2
業務実績調書	様式2号	2
業務の実施体制	様式3号	2
配置予定技術者調書（管理技術者）	様式4号	2
配置予定技術者調書（担当技術者）	様式5号	2
業務実施方針	様式6号	2
課題に対する提案	様式7号	2
建物配置のイメージ図	任意様式	2
設計参考見積書	任意様式	1

※設計参考見積書は評価の対象としない。

(1) 提出先 社会福祉法人 和歌山社会事業協会 本部事務局 担当：川口・寺本

〒641-0022 和歌山市和歌浦南二丁目11番36号

電話番号 (073) 488-6350

メールアドレス w_s_honbu@yahoo.co.jp

(2) 提出期限 令和元年7月25日(木) 17時まで

(3) 提出方法 持参又は郵便書留便

(持参の場合は、土・日・祝祭日を除く10時から17時。郵送の場合は期限までに到着するように発送すること。)

4 質問書の提出

本要領等の内容に疑義のある場合は、次により質問書を提出すること。

質問内容及び回答については、提出意思確認書を提出した者のうち、提案資格を満たすことを確認した者全員に通知する。

なお、電話、口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けませんので注意すること。

(1) 提出先 社会福祉法人 和歌山社会事業協会 本部事務局 担当：川口・寺本

メールアドレス w_s_honbu@yahoo.co.jp

(2) 提出期限 令和元年7月2日(火) 17時まで

(3) 提出方法 電子メール(word形式で質問書を添付してください。)

(4) 回答送付日及び方法 令和元年7月3日(木)に電子メールによる。

5 ヒアリング及びプレゼンテーション

提出されたプロポーザルの評価は二段階(一次評価及び二次評価)で行うこととし、提案書を提出した特定候補者に対して、次によりプロポーザルに関するヒアリング及びプレゼンテーション(二次評価)を行う。

なお、プレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは10分程度実施します。

参加できる人数は、1社あたり3名以内(パソコン操作者を含む。)とし、プレゼンテーションは、各自で用意したパソコンを用いて実施すること。

プレゼンテーションに際しては、法人が準備するプロジェクター、スクリーン及び接続ケーブルを使用することができる。

(1) 実施日時 令和元年7月31日(水)及び8月1日(木) 10時から16時

(2) 実施場所 社会福祉法人 和歌山社会事業協会 本部事務局

(3) 出席者 担当予定者(管理技術者又は担当技術者)を含む3名以下とすること。

(4) その他 確定した実施日時等詳細については、後日通知する。

6 その他

(1) 所定の様式以外の書類については受理しない。

(2) 提案書等の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とする。

(別紙2)

提案書等評価基準

本プロポーザルの提案書等についての評価基準は次のとおり

1 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト、評価基準について

(1) 評価の着眼点

- ア 管理技術者に十分な実績があり、その実績が優秀なものであること。
- イ 提案を求める課題をよく理解し、優秀な提案内容であること。
- ウ 当法人の新施設整備にあたっての基本的な考え方をよく理解し、意欲をもって業務にあたること。

(2) 評価項目、評価基準

ア 「課題に対する提案」について

評価のポイント	A	B	C	D	E	
業務実施方針	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る	
提案の 独創性、 適格性	課題1	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
	課題2	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
	課題3	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
	課題4	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

イ 「実施体制、業務実績、経験等」について

評価のポイント	A	B	C	D	E
実施体制	配置計画が十分	やや十分	普通	やや不十分	不十分
業務実績	実績が十分	やや十分	普通	やや不十分	不十分
経験等	経験等が十分	やや十分	普通	やや不十分	不十分
所属事務所の体制	体制が十分	やや十分	普通	やや不十分	不十分

ウ ヒアリングの内容について

評価のポイント	A	B	C	D	E
取組姿勢、意欲	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
課題への提案の説得力	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

評価のポイント	A	B	C	D	E
課題への提案の 現実性	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
業務の進め方、 取組体制	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

(3) 評価の方法

ア 5段階評価とする。A = 5点、B = 4点、C = 3点、D = 2点、E = 1点

イ 1項目でもE評価をとった参加者は原則として受託候補者として特定しない。

ウ 配点

(ア)「課題に対する提案」：○点×○人＝○点

(イ)「実施体制、業務実績、経験等」：○点×○人＝○点

(ウ)「ヒアリング内容」：○点×○人＝○点

(エ) 総合得点 ○点

2 採点、集計

(1) 採点、集計の方法

評価委員が各自で「課題に対する評価」及び「実施体制、業務実績、経験等」について採点を行い、「ヒアリング内容」での採点を加算し、その集計結果により順位付けを行う。

(2) 評価に当たって、提案者は匿名とする。

提案書の提出者は、A社、B社、C社・・・と表記し、書類に会社名が特定できる表記などは黒塗りとするなどの処理を行う。

(3) 集計で1位が同点となった場合には、評価委員の協議による多数決で決定する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

社会福祉法人 和歌山社会事業協会
理事長 井 口 弘 様

住所
称号又は名称
代表者職氏名

㊞

提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：児童養護施設・和歌山市旭学園（仮称）新築工事設計業務

社会福祉法人・和歌山社会事業協会児童養護施設旭学園（仮称）新築工事設計業務プロポーザルに係る次の書類を提出します。

- 1 業務実績調書（様式第2号）
- 2 業務の実施体制（様式第3号）
- 3 配置予定技術者証書（管理技術者）（様式第4号）
- 4 配置予定技術者証書（担当技術者）（様式第5号）
- 5 業務実施方針（様式第6号）
- 6 課題に対する技術提案（様式第7号）
- 7 建物配置のイメージ配置図（任意様式）
- 8 設計参考見積書（任意様式）

連絡担当者

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

E-mail：

(様式第2号)

業務実績調書 (過去10年間の実績を記入してください。)

業 務 名	発 注 者	業 務 内 容	実 施 期 間
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月

※ 業務内容は、主になる業務内容を記入してください。

※ 児童福祉施設の実績がある場合は、記入してください。

※ 代表と思われる作品の写真を添付してください。

(住宅1枚：その他(公共施設があれば)1枚)

※ 記入欄が不足する場合は、様式が複数枚とならないまで行数を追加してください。

(様式第3号)

業務の実施体制

役 割	氏名、所属、役職等	実務経験年数・資格	担当する業務内容
管理技術者	氏名 生年月日 年 月 日 () 歳 所属・役職	実務経験年数 () 年 最終学歴 保有資格 ・ ・ ・	
担当技術者 (主たる技術者)	氏名 生年月日 年 月 日 () 歳 所属・役職	実務経験年数 () 年 最終学歴 保有資格 ・ ・ ・	
担当技術者	氏名 生年月日 年 月 日 () 歳 所属・役職	実務経験年数 () 年 最終学歴 保有資格 ・ ・ ・	
協 力 事 務 所	業 務 の 内 容		

※ 配置を予定している技術者について記入すること。

※ 保有資格にあつては、資格を証明するものの写しを添付すること。

※ 業務の一部を協力事務所に依頼する予定がある場合は、協力事務所名及び業務の内容を記入すること。

(様式第4号)

配置予定技術者調書（管理技術者）

①氏名		②生年月日 年 月 日 () 歳	
③所属・役職			
④保有資格等		実務経験年数 () 年	最終学歴
・ () (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)			
・ () (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)			
・ () (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)			
⑤主な業務実績（3件まで記入）			
業務名	発注者	業務概要	履行期間
		() として従事)	年 月～ 年 月
		() として従事)	年 月～ 年 月
		() として従事)	年 月～ 年 月
⑥手待ち業務の状況（令和元年7月1日現在のものについて記入）			合計 () 件
業務名	発注期間	業務概要	履行期間
		() として従事)	年 月～ 年 月
		() として従事)	年 月～ 年 月
		() として従事)	年 月～ 年 月
		() として従事)	年 月～ 年 月

※ 手待ち業務の状況は、1件500万円以上の設計業務或いは監理業務を記入すること。

(様式第5号)

配置予定技術者調書 (担当技術者)

①氏名		②生年月日		年	月	日	歳
③所属・役職							
④保有資格等		実務経験年数 () 年		最終学歴			
・ ()		(登録番号:)		(取得年月日:)		年	月 日
・ ()		(登録番号:)		(取得年月日:)		年	月 日
・ ()		(登録番号:)		(取得年月日:)		年	月 日
⑤主な業務実績 (3件まで記入)							
業務名		発注者		業務概要		履行期間	
				() として従事)		年 月～ 年 月	
				() として従事)		年 月～ 年 月	
				() として従事)		年 月～ 年 月	
⑥手待ち業務の状況 (令和元年7月1日現在のものについて記入)						合計 () 件	
業務名		発注期間		業務概要		履行期間	
				() として従事)		年 月～ 年 月	
				() として従事)		年 月～ 年 月	
				() として従事)		年 月～ 年 月	
				() として従事)		年 月～ 年 月	

※ 手待ち業務の状況は、1件500万円以上の設計業務或いは監理業務を記入すること。

(様式第 6 号)

業務実施方針

A large empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the header. It is intended for the user to write the business implementation policies.

(様式第7号)

3 課題に対する提案

課題○：

【提案内容】

※課題ごとに作成すること

質 問 書

件名：児童養護施設旭学園（仮称）新築工事設計業務

会 社 名	
担当部署及び 担当者氏名	
e-mail	
質問事項	(質問内容)

- ※ 質問がない場合は質問書の提出は不要。
- ※ 記入欄が不足する場合は、複写して作成すること

令和 年 月 日

(称号又は名称)

(代表者職氏名)

様

社会福祉法人 和歌山社会事業協会
理事長 井 口 弘

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提出意志確認書及び提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：児童養護施設・和歌山市旭学園（仮称）新築工事に伴う基本設計委託業務

提出書類

- 1 提出意志確認書（提出期限 7月5日（金））
- 2 提案書（提出期限 7月25日（木））
- 3 質問書（提出期限 7月2日（火））

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

備考

プロポーザルの提出要請書には、当該事業の概要・基本計画等、プロポーザルの手続き、プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項、評価委員会及び評価に関する事項その他必要と認められる書類を添付すること。

令和 年 月 日

社会福祉法人 和歌山社会事業協会
理事長 井 口 弘 様

住所
称号又は名称
代表者職氏名

印

提 出 意 思 確 認 書

期限までに提出します。
次の件について、提案書を
提出しません。

件名：児童養護施設・和歌山市旭学園（仮称）新築工事設計業務

連絡担当者
所属
氏名
電話
F A X
E-mail

令和 年 月 日

(称号又は名称)

(代表者職氏名)

様

社会福祉法人 和歌山社会事業協会
理事長 井 口 弘

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：児童養護施設・和歌山市旭学園（仮称）新築工事に伴う設計委託業務

結果①：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和元年8月9日（金）17時までに、当社会福祉法人へその旨を記載した書面を提出すること。なお、電子メールによる提出も可とする。

連絡担当者

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

E-mail：